

備考	第5希望	第8希望	受付印
	第6希望	第9希望	
	第7希望	第10希望	

【 注 意 事 項 】

- この希望届により、令和7年度中（令和8年3月入園まで）の途中入園の調整を毎月行います。
調整不要となった場合や内容に変更が生じた場合は児童保育課までご連絡ください。
- 令和8年度当初入園（令和8年4月以降の入園）を希望される場合は、**別にお申し込みが必要となります。**
詳細は、清須市広報（9月号掲載予定）又は市ホームページ（8月下旬掲載予定）をご確認ください。
- 「入所を希望する保育園等」欄に記載のあった園（第5希望以降ある場合は裏面備考欄を含む）で調整を行います。また、全園での調整を希望する場合は公立、私立問わず市内の全ての認可園で調整を行います。
- 私立の園への入園を希望される場合は、料金、保育時間等公立の園と異なる点がありますので、**事前に見学会にご参加いただき、必ず説明を受けてください。**
見学会へ参加せず内定された場合、早急に見学会へ参加していただくことがあります。
- 希望届に記入していただいた内容により入園調整を行いますので、内定後にご提出していただく書類（就労証明書等）と内容に乖離^{かいり}がある場合には内定を取り消しさせていただくことがあります。
- 途中入園の調整は毎月上旬に行い、内定された方に対して毎月10日（10日が閉庁日の場合は、その後最初の開庁日）から3開庁日以内に児童保育課から電話（052-400-2911）にてご連絡します。
※調整の結果、**ご案内できない場合の連絡はありません。**
- 内定のご連絡の際、電話等が繋がらず、その後折り返しのご連絡がないままの状態が5営業日間続いた場合、内定を辞退されたものといたします。
- 内定が決定した場合は、保護者への内定連絡と同時に、希望届に記入していただいた内容を内定園に情報提供させていただきます。
- 希望の園への内定を辞退された場合、次の月以降の入園調整の際に**調整(減点)**させていただきます。調整は、令和7年度途中入園にのみ適用されます。
- 育児休業の期間延長等のため、「保育園入所不承諾通知書」が必要な場合は、別に申込書を記入していただく必要がありますので、児童保育課までお申し出ください。

市記載欄	／	
	／	
	／	
	／	
	／	